

会計・監査への影響は？

1からわかる

暗号資産・ブロックチェーン

第①回

暗号資産関連の会計・監査制度総論

河村吉修 EY 新日本有限責任監査法人 Blockchain center

第①回 暗号資産関連の会計・監査制度総論

第③回 メタバースに関する法規制・企業会計②

第②回 メタバースに関する法規制・企業会計①

第④回 ブロックチェーンを利用したビジネスに関する保証業務

【本連載の狙い】

暗号資産やブロックチェーンといった用語が世間一般に浸透するなか、暗号資産交換業者以外の一般事業会社にとってもこれらの領域は事業を拡大していくなかで避けられない分野となりつつある。本連載では4回にわたって、現状の会計・監査制度設計の概要、メタバース等の最新のトピックスの解説、今後想定される新しい保証業務領域などについて解説していく。

《はじめに》

近年、暗号資産、ICO (Initial Coin Offering)、NFT (Non-Fungible Token)、ステーブルコイン、デジタル通貨といったブロックチェーンを利用した様々な商品、サービスが世間を賑わせている。当該技術を利用したサービスを営むにあたって、論点の1つとなるのが当該ビジネスにおける会計制度が整備されているのか、監査法人が監査を実施することができるのかという点である。「資金決済に関する法律」(以下「資金決済法」という。)の改正により法令で会計監査が求められている暗号資産交換業者については会計制度および監査実務が浸透していることから、第1回においては暗号資産交換業者に

対する監査制度に焦点を当てるものとする。なお、本稿の意見に関する部分は私見であり、法令および会計に関する記載は原則としてわが国の制度設計を前提としたものである。

I ブロックチェーンとは

1 ブロックチェーンと暗号資産

最近ではブロックチェーンという技術だけが取り沙汰され多くの誌面を賑わしており、ブロックチェーンと暗号資産の関係性が不明瞭な読者も想定されるため、当該関係性を述べておく。ブロックチェーンは世界で最初の暗号資産であるビットコインを実現するための根幹技術として生まれたものである。NFT やステーブルコインといった様々なサービスの多くが、ビットコインに次ぐ時価総額を誇るイーサ(通貨名)のブロックチェーンであるイーサリアムを利用している。そのため、ブロックチェーンに関する様々なサービス、またそれらの会計制度や監査手法を検討するにあたり暗号資産を理解、参考にする必要がある。

2 サトシナカモトの論文

ブロックチェーンと暗号資産の関係性について

〔図表 1〕 ブロックチェーンと従来型ネットワークシステムの特徴の比較

	ブロックチェーン	従来型ネットワークシステム
ネットワーク構成	P2P型 プログラムが各ノードにあり、各ノードで取引を承認 データを各ノードで保持	クライアント／サーバー型 プログラムはサーバーにあり、サーバーにて取引承認 データをサーバーで集中管理
耐障害性	単一障害点がなく、一部のノードに障害が発生しても、他のノードが稼働していれば情報損失なし	サーバーが単一障害点になるため、バックアップ等の対象外措置が求められる
改ざん耐性	常に他を凌駕する処理能力を持つ環境がないかぎり、改ざん困難でありほぼ不可能	サーバーのセキュリティ強化が重要で、不正アクセス（内部不正、サイバー攻撃等）のリスクを孕んでいる
中央管理者の存在	中央管理者の存在がなくても運営が可能	中央管理者によるサーバー管理、運用ルールのガバナンスが必要
運営コスト	取引確定のための処理（マイニング）に係る電力料金等は、ネットワーク参加者が負担	システム維持費用（設備管理、人的リソース、ガバナンス等）は中央管理者が負担

ては前節で述べたとおりであるが、詳細を少し記載する。ビットコインおよびブロックチェーンはサトシナカモト（サトシナカモトがどのような人であるかについては現在においても明らかになっていない）と呼ばれる1人の技術者の論文からスタートしている。サトシナカモトは中央政府等の特定の権威に供給を左右されない通貨の実現を企図してビットコインを産んだ。そのビットコインを実現するためにブロックチェーンという技術を取り入れたのである。

3 ブロックチェーンという技術

「ブロックチェーン」とは、ビットコインの中核となる「取引データ」技術のことを指す。取引のデータ（履歴）を「トランザクション」と呼び、そして、複数のトランザクションをまとめたものを「ブロック」という。このブロックが連なるように保存された状態が「ブロックチェーン」と呼ばれている。

ブロックチェーンは分散して管理されるのが特徴で、ビットコインなどを利用しているあらゆるユーザーのコンピューターに保存されている。中央政府や銀行等の特定の発行体に権限が集中しないこと、さらに当該特性からシステム障害に強いことが特徴である（図表1）。

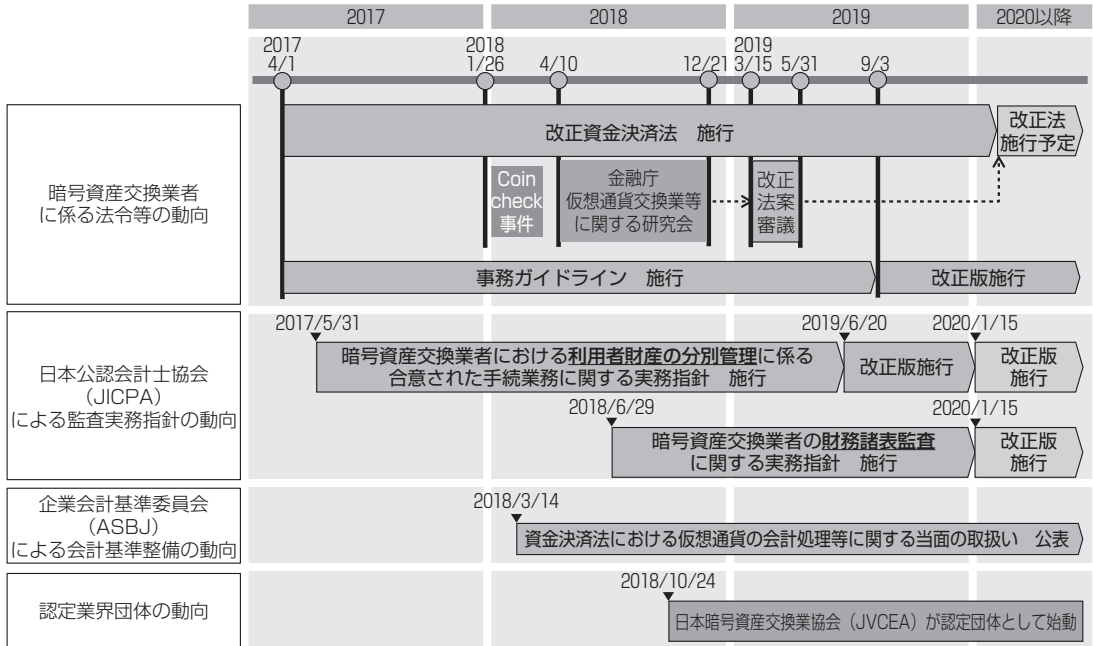
4 暗号資産の価値

上記特徴を利用して生まれたビットコインは中央政府等の権威に左右されず通貨機能を有することを目的としていたが、一方で当該価値についての明確な制限がないことから、価格のボラティリティが非常に高くなってしまった。

世界で最初にビットコインが使用されたのは2010年のことで、ピザ2枚の支払に1万ビットコインが使用された。当時のレートで数千円程度のピザであったことから最初のビットコインの価格は1円にも満たない程度であった。しかし、ビットコインの価格はそこから数年で100万円を超える価格となった。当該状況に着目した多くの人々はビットコインを決済手段ではなく投資目的で保有することになる。決済目的であればビットコインを個人が秘密鍵を管理するウォレットで保有し、秘密鍵の管理を行わなければならないが、多くの人々はビットコインを買って、売却することで利益を得ることが目的であったため、ビットコインの売買による換金と保管を行ってくれる暗号資産交換業者を利用してビットコインの売買を行うことになる。



〔図表2〕暗号資産をめぐる関係団体の動向



Ⅱ 資金決済法の改正

暗号資産は従来想定されていなかった新しい資産であり、暗号資産および暗号資産交換業者を想定した法律はなかった。そのため、暗号資産交換業者に関する規制もなく、セキュリティやガバナンス体制等の不備から、顧客から預かった資産を盗難されてしまう事件や流用等が懸念される事象が度々発生した。当該状況を受け顧客保護の観点から暗号資産交換業者に対する規制の必要性が議論され、資金決済法の改正により暗号資産交換業者が登録制となった。資金決済法の改正により暗号資産交換業者は公認会計士または監査法人の会計監査を受けることが義務づけられるとともに、顧客資産の分別管理の状況についても分別監査を受けることが義務づけられた。

Ⅲ 認定業界団体の設立

暗号資産交換業者が登録制となるのにあわせて銀行や証券業のような自主規制団体のニーズが高まり、2018年に「日本暗号資産取引業協会」（以下「JVCEA」という。）が設立された。JVCEA から「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」や「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」等、暗号資産交換業者が参考とする経理処理や順守すべき規則が公表されている。さらに会員である暗号資産交換業者に対する定期的な検査等により、暗号資産交換業者の適切な業務運営がなされることを企図している。

Ⅳ 日本公認会計士協会による監査実務指針の動向

資金決済法の改正により暗号資産交換業者の財務諸表監査および利用者財産に関する分別監査が必要となったことから、日本公認会計士協

会は業種別委員会実務指針第61号「暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」および専門業務実務指針4461「暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」を策定した。それぞれの主な内容については次節で記載していく。

1 業種別委員会実務指針第61号「暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」

(1) 概要

当該実務指針では暗号資産交換業者の財務諸表監査における特質や留意点が述べられている。特に監査の目的は暗号資産交換業者の財務諸表の適正性に関する意見を表明することであり、使用されているブロックチェーンのリスクの有無について保証を与えるものではないことに留意が必要である。

また、暗号資産交換業者の財務諸表監査においては、通常、以下の事項が特別な検討を必要とするリスクであると推定し、リスク評価手続を実施する必要があるとされている。

- (1) 収益の発生
- (2) 暗号資産の実在性
- (3) 暗号資産の評価

さらに、付録として以下に関する事項および例示が記載されている。

- 付録1 暗号資産交換業者の理解に関する事項
- 付録2 暗号資産交換業者において想定される内部統制の例示
- 付録3 収益の発生に対応する実証手続の例示
- 付録4 暗号資産の実在性に対応する実証手続の例示
- 付録5 暗号資産の評価に対応する実証手続の例示

(2) 特筆すべき点

上述のとおり暗号資産交換業者の監査にあたっては収益の発生、暗号資産の実在性、暗号

資産の評価が特別な検討を必要とするリスクと推定される。特に暗号資産の実在性については暗号資産自体がバーチャルなものであり、実在しないものの数量を確かめるという監査であることから、慎重な対応が求められている。暗号資産ごとにブロックチェーンの仕組み等が異なることから、監査人はそれぞれのブロックチェーンの特性を理解する必要がある。たとえば秘匿性の高いブロックチェーンを利用した場合、取引記録が確認できず、監査を実施することが不可能なこともある。以上から取り扱う暗号資産ごとに監査の実行可否について、監査人と被監査人における協議および慎重な検討が必要となることに留意されたい。

2 専門業務実務指針4461「暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」

(1) 概要

当該実務指針では暗号資産交換業者における分別管理に係る合意された手続における目的や特質が述べられている。当該業務の目的が暗号資産交換業者との間で合意された手続を実施し、その結果を報告することであること、経営者が分別管理の法令順守および運用の状況について責任を認識し、JVCEAの規則等を利用して評価していることが本業務の実施の前提であることに留意が必要である。

さらに以下の区分ごとに具体的な手続事例が別紙に例示されている。

1. 全般的事項
2. 金銭の分別管理（全般的事項）
3. 金銭の分別管理（利用者区分管理信託）
4. 暗号資産の分別管理
5. ITに係る全般的事項

(2) 特筆すべき点

当該業務については利用者財産の保護の観点から、暗号資産交換業者と監査人との間で暗号



資産交換業者の分別管理の状況についての「合意された手続業務」として行われている。当該業務は、実施した手続結果の客観的な報告を行うことを目的としており、財務諸表監査のように財務諸表全体に対しての意見表明を行うことを目的とはしていない。そのため、財務諸表監査であれば、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明し、財務諸表の記載が不適切であれば「不適正意見」を表明するが、合意された手続業務における監査人の役割は実施した手続において確認できたことを報告することのみである。

したがって、たとえば分別管理に必要な規程を暗号資産交換業者が作成していなかった場合の分別管理監査の結果は、「〇〇の手続を実施した結果、△△の規定はなかった。」という形で報告書に記載するのみであり、利用者財産の管理が適正に実施されていたかどうかについての意見の表明は行っていない。そのため、暗号資産交換業者に対する分別監査は財務諸表監査のような結論を表明する保証業務ではなく、利用者財産の管理の状況について監査法人が保証を行っているわけではないことに留意が必要である。

V 企業会計基準委員会による会計基準整備

資金決済法の改正に伴い暗号資産交換業者の財務諸表監査が義務づけられた一方で、当時は自主規制団体であるJVCEAの設立前であり、業界としての会計処理の指針となるものがなかった。暗号資産の会計処理および開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会は実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理

等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告」という。)を策定した。なお、実務対応報告は資金決済法が改正される前に策定されたため、暗号資産ではなく、仮想通貨という呼称が使用されている。

実務対応報告で定められた主な内容は以下の2点である。

1 期末において保有する暗号資産の評価に関する会計処理

保有している暗号資産について取得原価で計上するのか、時価評価を行うのか、また時価評価を行う場合に当該差額を当期の損益として計上するのか、あるいはその他の包括利益として計上するのかについての論点がある。実務対応報告では活発な市場が存在する場合には時価評価を行い、評価損益を当期の損益として処理することが規定されている。

2 暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産に係る資産および負債の認識

暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産について、資産および負債を認識し、暗号資産交換業者の貸借対照表に計上(いわゆるオンバランス処理)をするのか、それとも資産および負債を認識しない(いわゆるオフバランス処理)のかについての論点があり、実務対応報告ではオンバランス処理を行うことが規定されている。なお、IFRS等の他の会計基準においては暗号資産交換業者の当該処理についてはシフィックに規定された指針等はない。

なお、実務対応報告の対象範囲は資金決済法上の暗号資産のみに限定されており、NFT等の資金決済法上の暗号資産に該当しないトークンや、自社の発行した暗号資産(いわゆるICO)は対象とされていない。

《おわりに》

本稿では「暗号資産関連の会計・監査制度総論」という表題で、暗号資産交換業者等に関連

する会計・監査制度について記載した。新たなビジネスが浸透するにはユーザーが安心して利用できる環境が必要で、そのためにはビジネスに対する規制や法令等が必須と考えられる。暗号資産交換業者については世界に先駆けて法令等が施行され、監査が義務づけられたことで、会計基準や監査基準が策定された。

また、暗号資産交換業者の監査については、前例がないことから多くの監査法人で様々な議論がなされ多くの時間が費やされたが、一方で世界に先駆けて日本の監査法人には暗号資産交

換業者の監査のノウハウと経験が蓄積された。

現在、明確な規制や法令等がないブロックチェーンを利用したビジネスについても、多くのユーザーが安心して利用できる環境を整えるためには、一見、ビジネスを制限すると考えられるような規制や法令等が必須と考えられる。また、法令等の要求として監査が求められるケースも想定され、事業者、監督官庁、監査法人が一体となって取り組んでいくことで、日本におけるブロックチェーンを利用したビジネスが進展していくことを期待したい。

第50回日本公認会計士協会学術賞発表

日本公認会計士協会

第50回日本公認会計士協会学術賞は審査の結果、次のとおり決定いたしました。

本賞は、2020年10月1日から2021年9月30日までの間に発刊された著書（初版）及び同期間中に発表された論文の中から優れた作品に授与しているものです。

授賞作品

<日本公認会計士協会学術賞>

〔著書〕**人的資本の会計** —認識・測定・開示—

同文館出版株式会社

2021年3月刊

島永 和幸 著